

一般社団法人 ニセコプロモーションボード 定款

平成 19 年 7 月 26 日 公証人認証
平成 19 年 8 月 20 日 定款の一部変更
平成 19 年 9 月 7 日 法人成立
平成 19 年 9 月 11 日 定款の一部変更
平成 20 年 5 月 27 日 定款の一部変更
平成 21 年 3 月 25 日 定款の一部変更
平成 21 年 5 月 27 日 定款の一部変更
平成 22 年 5 月 25 日 定款の一部改正
平成 29 年 5 月 31 日 定款の一部変更
令和 5 年 5 月 29 日 定款の一部変更

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人ニセコプロモーションボードと称し、英文名では Niseko Promotion Board (NPB) と表記する。

(主たる事務所の所在地)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を北海道虻田郡倶知安町に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 当法人は、ニセコ・倶知安・蘭越を含むニセコエリアの行政機関と経済団体、観光事業者が集結し、ニセコアンヌプリ山系の豊かな雪や緑、川や湖沼といった自然資源を、また宿泊施設や飲食店、物販店といった街機能を、さらにはアウトドアやインドアの様々なガイドやサービスを、国内外の多くのお客様に知っていただき、また来訪していただき、さらにファンとして長く親しんでいただける観光リゾート地として持続的な発展を支援し、もって地域経済の活性化に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日本国内外におけるニセコ・倶知安・蘭越を含むニセコエリアの観光プロモーションに関する各種調査・研究と活動の実施
- (2) ニセコ・倶知安・蘭越を含むニセコエリアにおける観光地区プラン、インフラ整備に関わる各種調査・研究と対外要請活動の実施
- (3) ニセコ・倶知安・蘭越を含むニセコエリアにおける各種団体に対する支援と連携を促進するためのコーディネート活動の実施
- (4) 地域産業に関する商品の企画・立案並びにこれらに付随する行為
- (5) 損害保険代理店業

(6) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第3章 社員及び会員

(会員)

第5条 当法人の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員
- (2) 準会員
- (3) 賛助会員

(正会員)

第6条 当法人の目的に賛同して入会した虻田郡倶知安町及びニセコ町並びに磯谷群蘭越町に在住の個人又は倶知安町及びニセコ町並びに蘭越町に主たる事務所（本店）若しくは従たる事務所（支店）を置いている団体・法人であって、理事会の承認を得た者とする。

(準会員)

第7条 当法人に対して特に功労のあった者の中から、理事会の決議を経て総会への報告を経た者とする。

2 準会員は、社員総会の議決権を有しないものとする。ただし、準会員は、社員総会に出席し、意見を述べることができる。

(賛助会員)

第8条 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体であって、理事会の承認を得た者とする。

(社員)

第9条 当法人の社員は、第6条の会員をもってこれに充てる。

(入会)

第10条 第5条の各会員として入会を希望する者は、運用細則に定める入会申込書を当法人に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第11条 社員及び会員は、当法人の事業活動に必要な費用に充当するため、経費を負担しなければならない。

2 各社員及び会員が負担すべき経費は、運用細則に定める年会費によるものとする。ただし、準会員は、経費の負担を要しない。

3 既納付の経費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(退社及び退会)

第12条 各社員及び会員はいつでも退社又は退会することができる。

2 当法人を退社又は退会しようとする者は、運用細則に定める退会届を当法人まで届出なければならない。

3 前項の場合のほか、社員及び会員は次に掲げる事由により退社又は退会するものとする。

- (1) 総社員の同意
- (2) 死亡又は解散
- (3) 破産
- (4) 後見開始の審判を受けたこと
- (5) 1年間分以上会費等を滞納したとき
- (6) 除名

(除名)

第13条 会員が、次のいずれかに該当する場合には、第19条第1項に定める社員総会の決議によって、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が第12条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(社員及び会員名簿)

第15条 当法人は、社員及び会員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成する。

第4章 社員総会

(種類及び開催)

第16条 当法人は、社員総会を設置し、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

4 前項の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。

- (1) 請求の後遅滞なく招集の手続が行われないうとき。

(2) 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする社員総会の招集の通知が発せられないとき。

(招集)

第17条 社員総会は、理事会の決議によって、代表理事が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面または電磁的な方法をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面によって、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、総務代表理事がこれに当たる。

2 総務代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、業務代表理事又は他の理事がこれに代わる。

(権限)

第19条 社員総会は、次の事項を決議する。

(1) 社員及び会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

(4) 定款の変更

(5) 解散及び残余財産の処分

(6) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡

(7) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」とする。）に規定する事項及びこの定款で定める事項

2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第17条第3項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外は、決議することができない。

(議決権の数)

第20条 正会員たる社員は、各1個の議決権を有する。

(決議の方法)

第21条 社員総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、正会員として決議に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定める事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第22条 やむを得ない理由のため、社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。
- 3 第1項の代理権の授与は、社員総会ごとにしなければならない。

(決議及び報告の省略)

第23条 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面より同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(社員総会議事録)

第24条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

第5章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上16名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、3名以内を代表理事とし、1名を一般社団・財団法人法第91条第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって各々選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。
- 3 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 一般社団・財団法人法第63条第2項の規定により補欠としてあらかじめ選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第26条第1項で定めた役員の員数を欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人の業務執行の決定に参画する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会及びこの定款の定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(代表理事の職務及び権限)

第29条 当法人には、代表理事1名以上3名以内を置き、理事会において理事の互選によりこれを定める。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、法人の業務全般を統轄する。
- 3 代表理事のうち業務代表理事2名、総務代表理事1名を置くことができる。
- 4 業務代表理事は、主として対外業務を担当する。
- 5 総務代表理事は、主として内部管理業務を担当する。
- 6 代表理事の業務分掌に関することは、運用細則で定める。
- 7 総務代表理事は、社員総会及び理事会を主宰する。総務代表理事に事故あるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、業務代表理事又は他の理事がこれに当たる。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 当法人の業務及び財産の状況の監査をすること、並びに各事業年度に係る決算書類及び事業報告等を監査すること。

- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、これを社員総会及び理事会に報告しなければならない。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(理事及び監事の報酬)

第31条 理事及び監事は、無報酬とする。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取り扱いについては、理事会の議を経て別に定める。

(責任の免除又は限定)

第33条 この法人は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、一般社団・財団法人法第115条第1項の規定により、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

(顧問)

第34条 当法人に、最高顧問を置くことができる。

- 2 最高顧問は、有識者から若干名を代表理事が理事会の承認を得て委嘱する。
- 3 最高顧問は、代表理事の諮問に応じて法人の活動や運営に助言をすることができる。
- 4 最高顧問の任期は、2年とする。
- 5 最高顧問は、無報酬とする。

第2節 理事会

(構成)

第35条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(議長)

第36条 理事会の議長は、総務代表理事がこれに当たる。

- 2 総務代表理事に事故あるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、業務代表理事又は他の理事がこれに当たる。

(権限)

第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 各事業年度の事業計画及び収支予算の設定並びにその変更
- (4) 前各号に定めるもののほか、当法人の業務執行の決定
- (5) 理事の職務の執行の監督
- (6) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (7) 最高顧問の承認
- (8) その他理事会に上程された事項

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 第32条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の解除

(招集)

第38条 理事会は、総務代表理事が招集する。

- 2 総務代表理事に差し支えがあるときは、業務代表理事又は理事会においてあらかじめ定めた順序により、他の理事が招集する。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事に対して通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

5 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったときに理事会を開催することができる。

6 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したときに理事会を開催することができる。

7 第27条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(決議)

第39条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議及び報告の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会へ報告することを要しない。

3 前項の規定は、第28条第3項の規定による報告には適用しない。

(理事会議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

第3節 業務の執行

(業務の執行)

第42条 当法人の業務は、業務執行理事がこれを掌る。

(業務執行理事)

第43条 業務執行理事は、1とし、理事会の承認によってこれを選任し、社員総会に報告される。

- 2 業務執行理事は、代表理事により業務執行における決裁権を与えられる。
- 3 業務執行理事は、事務局長を兼ねることができる。

(任期)

第44条 業務執行理事の任期は、2年とする。ただし、再選することを妨げない。

(業務及び財産の状況の報告義務)

第45条 業務執行理事は、社員の請求があるときは、何時でも、法人の業務及び財産の状況を報告しなければならない。

(報酬)

第46条 業務執行理事の報酬は、無報酬とする。

- 2 業務執行理事が事務局長を兼ねる場合の報酬は、理事会の議を経てこれを定める。

(事務局)

第47条 当法人の事務を処理するため、理事会の議を経て事務局を設置する。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議を経て運用細則で定める。

第2款 部会

(部会)

第48条 当法人の目的及び事業を達成するため、必要に応じて部会を設置することができる。

- 2 部会に関する規定は細則において定める。

第6章 資産及び会計

第1節 計算

(事業年度)

第49条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第50条 当法人の事業計画及び収支予算等は、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の決議によって、予算成立の日まで前年度の予算に準じた収入及び支出をすることができる。

- 3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第51条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が事業報告及び計算書類並びにこれらの附属明細書（以下、計算書類等という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時社員総会において報告又は承認を得るものとする。

2 当法人は、前項の定時社員総会の終結後遅滞なく、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(会計原則)

第52条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる一般法人の会計の慣行に従うものとする。

第2節 基金

(基金の拠出)

第53条 当法人は、正会員又は第三者に対し、一般社団・財団法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の取扱い)

第54条 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議によって別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第55条 当法人は、第61条による解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当法人は、次条に定める基金の返還手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

3 当法人に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入及び信託することはできないものとする。

(基金の返還の手続)

第56条 基金の返還は、定時社員総会の決議によって、一般社団・財団法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 前項第2項の基金の返還の手続については、理事会の決議によって定めるものとする。

(代替基金の積立)

第57条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩しを行わないものとする。

第3節 経費の支弁

(財産の管理)

第58条 当法人の財産は業務執行理事が管理し、その方法は、社員総会及び理事会の決するところに従う。

(経費の支弁)

第59条 当法人の経費は次の収入をもってこれに充てる。

- (1) 会費
- (2) 寄付金、その他の収入

第7章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第60条 この定款は、第22条第3項に定める社員総会の決議によって、変更することができる。

(解散)

第61条 当法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号から第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、第18条第2項に定める社員総会の決議によって、解散することができる。

(法人の継続)

第62条 当法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号から第3号までに掲げる事由によって解散した場合（同法第149条第1項の規定により解散したものとみなされた場合を含む。）には、同法第4章の規定による清算が終了するまで（同項の規定により解散したものとみなされた場合にあつては、解散したものとみなされた後3年以内に限る。）、社員総会の決議によって、一般社団法人を継続することができる。

(合併等)

第63条 当法人は、第18条第2項に定める社員総会の決議によって、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

第8章 清算

(清算方法)

第64条 当法人の解散の場合における法人財産の処分方法は、社員総会の承認をもってこれを定める。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定により、理事又は、その選任した者において清算することを妨げない。

2 清算人の選任及び解任は、社員の過半数をもってこれを決する。

(残余財産の帰属)

第65条 当法人は剰余金の分配を行うことができない。

2 当法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の議決によりこの法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第66条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議によって別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第67条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(帳簿及び書類の備え付け)

第68条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類の原本を備えて置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 社員名簿及び社員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿並びに履歴書
- (4) 認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、第66条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

(公告)

第69条 当法人の公告は、事務所の公衆の見やすい場所及びインターネット上のホームページに掲載して行う。

第10章 補則

(委任)

第70条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な細則は、理事会の決議によって、別に定める。

第71条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人法その他の法令によるものとする。

附 則

1 この定款は、平成22年5月25日から施行する。

上記は、当法人の現行定款に相違ありません。

北海道虻田郡倶知安町字樺山4-1-5

一般社団法人 ニセコプロモーションボード

代表理事 オオタニ・パトリック・シュンジ